

〔公事根源上〕内侍所御供 一日〇正

是は毎月に供せらるゝ也、寛平年中に始らる、此内侍所と申は、三種の神器の其一也、千早振神代の事にや、天照大神の天の磐戸をさし籠給ける時、石こりせめと申神の爲移給日神の御かたちの鏡也、是を八咫の鏡となづく、其後地神第三代天津彦彦火瓊瓊杵尊の、あし原の國の主と成給てくだり給し時、天照大神みづから三種の神寶をさづけ給とて、此鏡をば我を見るがごとくせよとの給し也、代々の御門、傳て寶物とし給しに、人皇第十代崇神天皇の御時、此御鏡をいかへられて、神代より傳りし御鏡をば、伊勢國五十鈴川の上にあがめ申さる、是則今の伊勢皇大神宮也、さて彼新造の御鏡をば、皇居に置申さる、垂仁天皇の御宇には、漸神威を恐させ給て、別座に安置申さる、温明殿是也、村上の天皇の御宇、天德の焼亡の時は、此御鏡灰の中に有て、更に焼損する事なかりし由御記にのせられたり、有説に神鏡南殿の櫻木に飛かゝりて有しを、小野宮の關白藤原實の袖に移し申され侍しといふ説も侍れど、猶村上の御記をぞ實説とは申べからん、壽永のみだれに、二位の尼妻、時子、平清盛先帝安徳を懷奉りて、わたつみのもくづとなりし時も、此鏡はことゆゑなく都へかへり参けるぞかし、今に至まで神宮と等しくあがめ申されて、あからさまにも、主上は、神宮内侍所のかたをば御跡にはせられ侍らぬ事也、また内殿に御座有し時は、主上御もとせりをはなたれぬ事にて、御冠にあなをあけ、糸をとほしてゆはれけるにや、主上の御冠に必穴をあくるはこの故也、今は内侍所にあがめ申されて、女官守護をいたす、白川院被仰けるは、内侍所の神鏡とび出て、天にあがらんとし給しを、女官の衣の袖にかけて留申けるよりして、女官は守護し申事に成たるとなん、かの一日の御供は毎月の事也、御即位の時はとり分て供せらる事あり、それは吉日をえらばる、是はたゞ毎月の事なれば、日次の善惡にはよらず、内裏觸穢の時も猶供せらるゝ例あり、またとじめらるゝ事も侍るなり、